

静岡市環境影響評価技術指針案 委員意見一覧

No	該当ページ	意見する項目、内容	意見要旨、修正案等	対応
1	【総論】 P20 P22 P29	<p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 ① 選定に当たっての基本的事項 ク その他</p> <p>上記以外の環境要素について、事業特性により必要と思われるものについて選定し、影響の程度を把握するために適切な調査手法等を選定するよう努めること。</p>	<p>柔軟性を持たせるために具体的な内容を記載しないとのことだが、将来に向けて何か想定はあるのか。具体的に示した方がよいのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のように記載します。</p> <p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 ① 選定に当たっての基本的事項 ク その他 (日照障害、電波障害、その他)</p> <p>【別表4】に掲げる環境要素のうち⑩その他に係る選定事項の日照障害、電波障害に関しては、地域の学校、病院、住居及び耕作地の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握できること。また、必要に応じて選定項目を追加した場合には、影響の程度を把握するために適切な調査手法等を選定するよう努めること。</p>
2	【総論】 P21 P28	<p>(6) 調査、予測及び評価の手法の選定 ① 選定に当たっての基本的事項 イ 動物、植物</p> <p>【別表4】に掲げる環境要素のうち⑤の動物、植物に係る選定事項については、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は自然保護上若しくは希少性の観点から注目すべき種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は自然保護上若しくは希少性の観点から動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況並びに植物の注目すべき群落の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。</p>	<p>【追記】</p> <p>さらに、注目すべき動植物が生息している場合には、近隣の地域との関連性を調べ、特に孤立した個体群の場合には遺伝子レベルでの調査をすることが望ましい。また、動物の場合にはその種の餌資源についても調査し、餌資源や外敵性物など生活に関連する生物についても調査し、これらに対する環境影響の程度も把握すること。</p>	<p>ご意見については、専門的な見地からの有用な内容であると認識しておりますが、「選定に当たっての基本的事項」を示すという観点からは、基準以上のより高度な内容であるとも考えております。</p> <p>このため、技術指針への記載という形ではなく、個別の案件を指導、審議する際に留意事項として整理させていただきます。</p>
3	【総論】 P30	<p>(5) 調査の手法 ① 調査の事項に関する事項 オ 調査期間等</p> <p>調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯</p>	<p>【追記】</p> <p>基本的には四季を通して1年間調査することが望ましいが、文献等がある場合にはそのデータを元に期間を短縮することができる。</p>	<p>環境影響評価（調査・予測・評価）において現地調査等を行う場合は、各季節の変化も踏まえ、原則1年間の調査期間が必要ですが、一方で期間短縮の可能性はゼロではないと認識しております。</p> <p>ただし、どのような場合に期間短縮が可能かについては一律の判断が難しく、状況に応じた対応が必要となることから、技術指針への記載という形ではなく、個別に相談等に乗る際の留意事項として整理させていただきます。</p>

静岡市環境影響評価技術指針案 委員意見一覧

No	該当ページ	意見する項目、内容	意見要旨、修正案等	対応
4	【総論】 P30, 31	(6) 予測の手法	個別に理論式あるいは適切と思われるモデルを用いて環境影響を予想した場合は、「事業者が、その使用理由と予測結果の蓋然性を示す」ことを促す（例えば、30-32ページに記載する）ことが望ましいと思われます。	ご意見を踏まえ、以下のように追記します。 ⑦ 予測の手法を選定するに当たっては、個別に理論式又は適切と思われるモデルを用いて環境影響を予想した場合には、その使用理由と予測結果の蓋然性を明らかにするものとする。
5	【各論】 P38	1) 大気汚染 予測の手法－（その他）留意事項 予測にあたっては、対象事業の計画の内容をもとに、汚染物質排出量、稼働条件、煙源状況、交通量等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。	静岡市においても高層の建築物が増加している。これらの建築物が煙源に近い場合、ダウンドラフト等による大きな影響が考えられる。風下方向にこのような建築物がある場合、ダウンドラフトを防止するには、煙突の有効高さを建屋高さの2.5倍以上にする必要があるといわれており、煙突高さを100mと仮定する場合、建屋高さは40m程度から考慮しなければならない。 このような考えから、排出源周囲の地物の状況を十分調査し、高層の建築物に関しては現状調査、影響調査を十分に行う必要を明記すべきと思います。	ご意見を踏まえ、以下のように追記します。 予測にあたっては、対象事業の計画の内容をもとに、汚染物質排出量、稼働条件、煙源状況、交通量等予測の前提となる条件についてあらかじめ整理しておく。 また、排出源周囲の地物の状況を確認し、高層の建築物に関しては現状調査、影響調査を十分に行うよう留意すること。
6	【各論】 P38	1) 大気汚染 予測の手法－予測方法－理論計算式による方法 a ブルームモデル b パフモデル c JEAモデル	理論計算式による方法から「風洞模型実験」を除外したのは妥当と考えます（第一、「風洞模型実験」は「理論計算式」ではありませんから）。ただし、ブルームモデルなど記載の3種の理論計算式では高層建築のダウンドラフトの影響などを全く検討・考慮できません。 海外ではいくつかの方法が開発されていますが、1企業が行う環境影響評価では不適當かもしれません。国産では経済産業省が開発した“METI-LISモデル”が経済産業省、産業環境管理協会のHPで公開されていますから、地物の影響を受ける状況ではこの理論計算式を用いた検討を行う必要があるのではないかと考えます。	ご意見を踏まえ、以下のように追記します。 a ブルームモデル b パフモデル c JEAモデル d METI-LIS モデル

静岡市環境影響評価技術指針案 委員意見一覧

No	該当ページ	意見する項目、内容	意見要旨、修正案等	対応
7	【各論】 P43	6) 水質汚濁 予測の手法－予測方法－数理モデルを用いた予測式による方法 a ジョセフ・センドナー式 b ボックスモデル ……	静岡県の指針内容を踏襲している点は理解できるが、他の「予測の手法」と同じような体裁で内容を書けないか？ 指針の内容が予測式の羅列は如何なものか。 例えば、p48 (p45) の「地下水汚染＞予測の手法＞……」のような記述で十分。予測式を羅列する意味は無いと思われる。	6) 水質汚濁と8) 地下水汚染の、予測手法－予測方法の記載のレベルが異なりますので、8) 地下水汚染に合わせました。 したがって、以下のような表記となります。 ア 水理モデルを用いた予測式による方法 イ 水理・数値模型実験による方法 ウ …
8	【各論】 P50	13) 河川の変化 調査の手法－調査項目 ウ 河川及び水路の状況 流量が大きく変化すると規定される河川、都市下水路及び水路（以下「河川等」という。）の位置、規模、流量、流域、断面構造、勾配、伏流水、現況流下能力、河川計画等 エ 植物の生育状況 オ 利水等の状況（将来の水利用）	ウ 河川及び水路の状況 【追記】 河川型（特にBb型、Bc型の場合には淵の容積）また、河口域では満潮、干潮時の塩分勾配 エ 植物の生育状況 【追記】 周辺の植物相や、樹木等によって遮光される水域面積と、遮光部の生物相 【項目追加】 カ 水族の生物相と現存量 魚類、水棲昆虫などの生物相と現存量	ご意見を踏まえ、以下のように追記します。 ウ 河川及び水路の状況 流量が大きく変化すると規定される河川、都市下水路及び水路（以下「河川等」という。）の位置、規模、流量、流域、断面構造、勾配、伏流水、現況流下能力、河川計画、 河川型（特にBb型、Bc型の場合には淵の容積）、河口域では満潮、干潮時の塩分勾配等 エ 植物の生育状況 周辺の植物相や樹木等によって遮光される水域面積及び遮光部の生物相 オ 利水等の状況（将来の水利用） カ 水族の生物相と現存量 魚類、水棲昆虫などの生物相と現存量
9	【各論】 P51	14) 海況の変化 調査の手法－調査項目 ウ 水質の状況 水温、塩分濃度等の状況 エ … オ … カ …	ウ 水質の状況－水温、塩分濃度等の状況 【字句修正】 塩分濃度の「分」と「濃度」は同義語ですので、現在は塩分のみとなっています。 従って、「水温、塩分等の状況」となります。 【項目追加】 ケ 生物相の状況 遊泳生成物の来遊状況を大まかにつかむことと、底生生物や付着及び固着生物の生息状況	ご意見を踏まえ、以下のように修正、追記します。 ウ 水質の状況 水温、塩分等の状況 エ … オ … カ … キ 生物相の状況 遊泳生成物の来遊状況を大まかにつかむことと、底生生物や付着及び固着生物の生息状況

静岡市環境影響評価技術指針案 委員意見一覧

No	該当ページ	意見する項目、内容	意見要旨、修正案等	対応
10	【各論】 P59, 60		<p>静岡県では、各論の中にある「環境要素」のほかに、環境保全のために配慮すべき項目として、(ア) 光害、(イ) 地域交通、(ウ) 電磁波があります。項目(ウ)は「(26) 電波障害」と関連付けて評価することが可能ですが、「光害」や「地域交通」について、各論に含まれる26要素のうちどれに該当するのか？明確にしておく必要があるかと思われまます。</p>	<p>ご指摘のとおり、県指針では「環境要素」のほかに、環境保全のために配慮すべき項目(「配慮項目」として、(ア) 光害、(イ) 地域交通、(ウ) 電磁波を規定しています。</p> <p>これらの項目が、「環境要素」ではなく、「配慮項目」として別扱いとなっているのは、動植物の生息・生育や人の生活・活動の場といった限定された状況でのみ影響を確認するためであると考えられますが、どのような項目、手法により調査、予測、評価を行い手続に反映させるか等、明確になっていません。</p> <p>このため、本市の技術指針においては、現時点で配慮項目を設けず、また環境要素としても定めておりませんが、今後、これら項目の環境影響の知見等が蓄積され、環境要素として位置づけが可能となった場合には、その他項目の要素として追加も検討していきたいと考えております。</p>
11	【各論】		<p>各論で留意事項という項目に記載があるものもないものがある。記載のあるなしを統一した方がよいのではないか。</p>	<p>各論の一覧表につきましては、改めて見直しを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「項目」と「内容」 → 「項目」と「具体的な内容及び留意事項等」 「内容」欄に、より具体的な項目、方法、さらに考慮すべき事項等が含まれているため、「具体的な内容及び留意事項等」と修正しました。 これに伴い、「留意事項」は項目にあげられている内容以外の留意すべき点であると考え、「その他留意事項」と整理しました。
12	【各論】		<p>予測手法(予測方法、数理モデルを用いた…)の項目について、「大気汚染」のように、その手法やモデルが進展・確立している分野もあれば、「土壌汚染」等のように様々なモデルが乱立している分野もあるため、難しいかと推察しますが、予測手法の項目・表記を統一しては?と思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予測の手法については、「予測項目」「予測地域及び予測地点」「予測対象時期等」「予測方法」を基本に整理を行いました。また、書きぶりについても表記の統一に努めました。 ・調査項目や調査方法において説明が不足していたため追加しました。